

「くろしおくん」デザインマニュアル

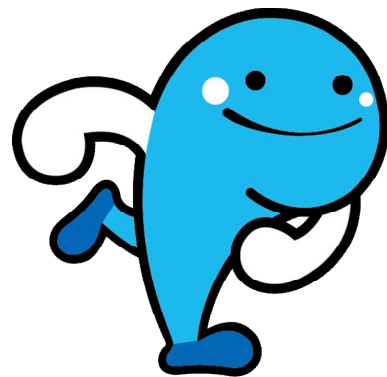
高知県イメージキャラクター「くろしおくん」は

- 1 高知県のPR
- 2 高知県産品の販路拡大
- 3 高知県の産業振興

の目的で使用することができます。

「くろしおくん」のイラストまたは立体物を使用する際は、「高知県イメージキャラクター「くろしおくん」使用規程」およびこのマニュアルをよく読んで使用してください。

※「くろしおくん」の着ぐるみの使用については、このマニュアルでは説明していません。



申請手続きについて

- ・くろしおくんのイラストまたは立体物を使用する際は、使用許諾申請書を高知県に提出してください。
- ・審査には一週間～10日ほどかかります。
- ・申請内容によっては、使用を許諾できない場合があります。
- ・商業目的の使用も可能です。
- ・商業利用か否かにかかわらず、使用料は無料です。

別添第1号様式(第2号様式)
高知県イメージキャラクター「くろしおくん」
使用許諾申請書

年 月 日

高知県庁 係 係長 様

申請者の氏名
(個人) 氏名
住所
電話番号
メールアドレス

申請目的
 個人 その他

使用目的及び内容
「くろしおくん」デザインの使用
「くろしおくん」デザインの
アレンジの使用

申請期間
西暦 年 月 日 まで

備考
(個人の場合は住所外(携帯電話が
住所外で使用できない)、申請書が
住所外の郵便局等に届かない。)

申請期間(申込でも可)
(個人の場合)
申請期間(申込でも可)
「くろしおくん」使用の用途

年 月 日

個人(団体)
(個人の場合は住所外)
代表者の氏名
(個人の場合は個人住所)

検討のめももの
シート等)
チェックしてください
別添第2号様式(第2号様式)第7号) 第2号様式
第3号様式(別添)
別添第3号様式(別添)第2号様式(第2号) 第
3号様式(別添) 別添第4号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第5号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第6号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第7号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第8号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第9号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第10号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第11号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第12号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第13号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第14号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第15号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第16号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第17号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第18号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第19号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第20号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第21号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第22号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第23号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第24号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第25号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第26号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第27号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第28号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第29号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第30号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第31号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第32号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第33号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第34号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第35号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第36号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第37号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第38号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第39号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第40号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第41号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第42号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第43号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第44号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第45号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第46号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第47号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第48号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第49号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第50号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第51号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第52号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第53号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第54号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第55号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第56号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第57号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第58号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第59号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第60号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第61号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第62号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第63号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第64号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第65号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第66号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第67号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第68号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第69号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第70号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第71号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第72号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第73号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第74号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第75号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第76号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第77号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第78号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第79号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第80号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第81号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第82号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第83号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第84号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第85号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第86号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第87号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第88号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第89号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第90号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第91号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第92号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第93号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第94号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第95号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第96号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第97号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第98号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第99号様式(別添)第2号
様式(第2号) 別添第100号様式(別添)第2号

- 申請に必要なもの
- ・くろしおくん使用規程 第1号様式(2枚1組)
 - ・使用方法がわかるもの(企画書など)
 - ・申請者の概要がわかるもの(会社パンフレットなど)

以下の場合には申請不要です

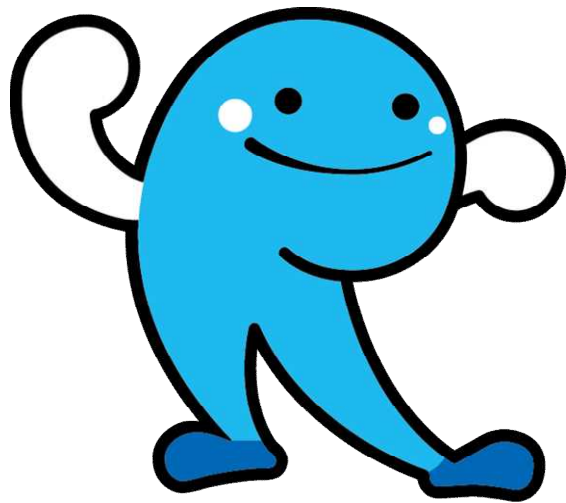
- ・高知県庁や、県庁に関係する団体が、その事業の一環で、デザイン等を改変することなく使用する場合。
- ・国または地方公共団体が、その事業の一環で、デザイン等を改変することなく使用する場合。
- ・学校が教育目的で使用する時。
- ・報道機関が報道目的で使用する時。
- ・私的利用の範囲で使用する時。
- ・「くろしおくん」の着ぐるみを使用する者が、当該イベントの広報に「くろしおくん」のデザイン等を改変することなく使用する場合。

※申請不要の場合でも、使用方法はこのマニュアルを守ってください。

以下の場合には許諾できません

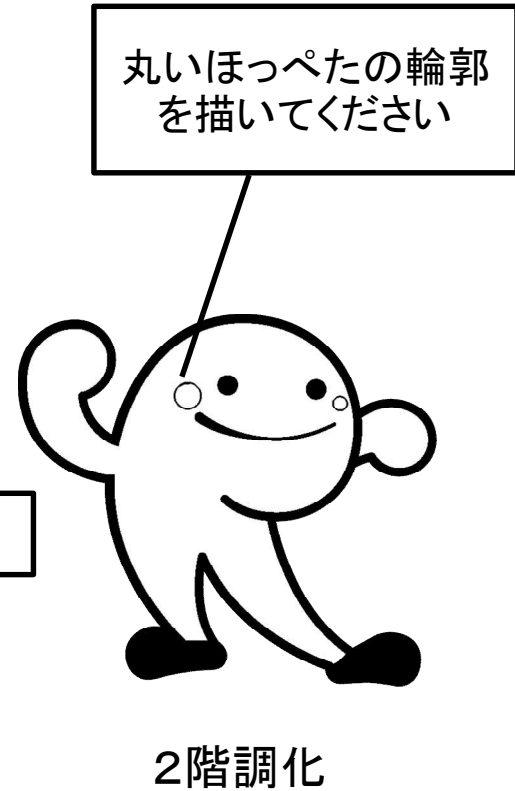
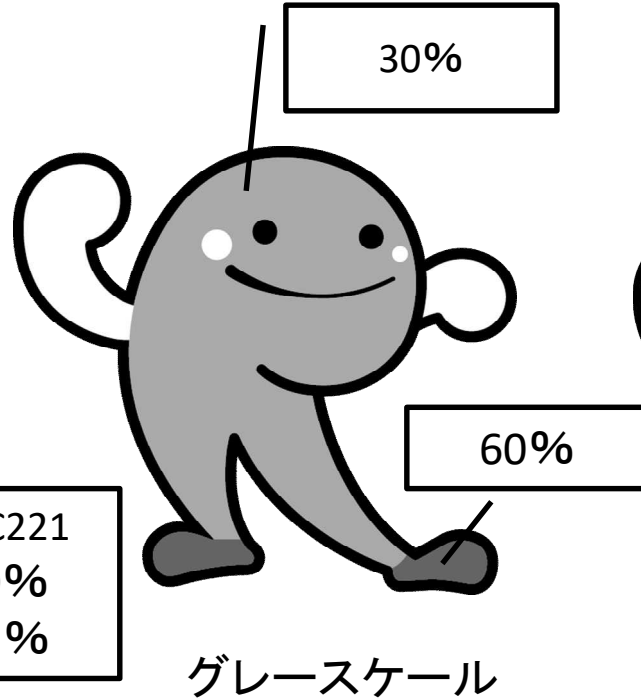
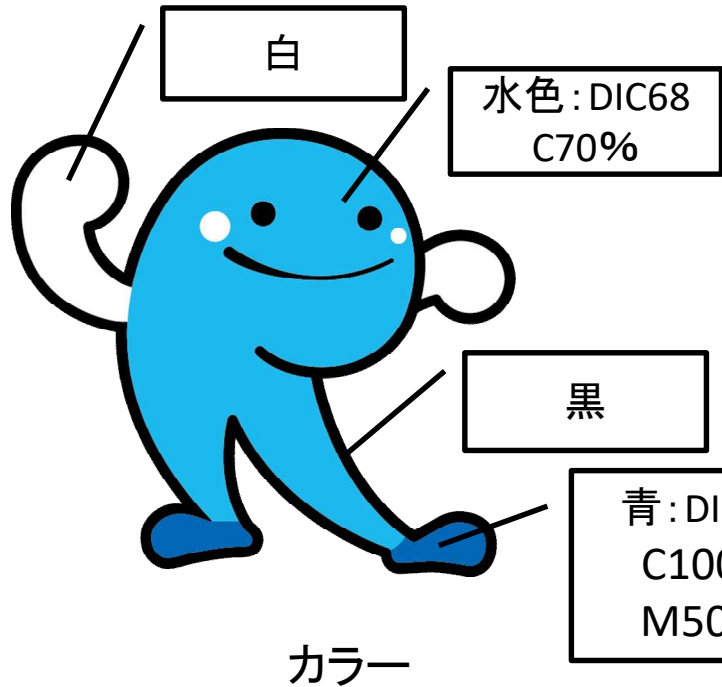
- ・県の品位やくろしおくんのイメージを損なう、法令や公序良俗に反するおそれがある使用方法
- ・政治的、宗教的表現に関する使用
- ・暴力団関係者や、風営法第2条に規定する営業を行う者、連鎖販売取引を行う者が使用する
- ・県税に滞納がある者が使用する
- ・誤認や混同を生じさせる使用方法
- ・使用規程や本マニュアルを守らない使用方法

「くろしおくん」のプロフィール



イメージ	高知県沖を流れる黒潮の波
性別	男の子
誕生日	12月19日
身長/体重	日々変動中
出身地	高知県
性格	おおらかだけど、シャイなところもあるよ♪ 仲良くなると、おちゃめな一面も見せるよ！
特徴	食いしんぼう。高知の美味しいものなら何でもだいすき。3時のおやつは欠かせない！
苦手なこと	およぐこと
好きなこと	県広報紙「さん SUN 高知」での情報収集！

色指定



著作権等の表示

使用許諾を受けたものには、原則、高知県の著作権表示と許諾番号を組み合わせた以下の表示をつけてください。

(日本語標記) ©高知県 くろしおくん #許諾番号

(外国語表記) ©Kochi pref. Kuroshiokun #許諾番号

- ・表示する場所は、タグ、容器、包装でもかまいません。
- ・表示が困難な場合は、県に相談してください。
- ・P.3申請不要の場合も、上記(#許諾番号を除く)の表示にご協力ください。

食品への使用について

- ・農林水産物

高知県内で生産された農林水産物に限り、使用を認めます。

- ・農林水産物以外(加工食品等)

生産された場所や販売される場所は問いませんが、「高知県のPR」「高知県産品の販路拡大」「高知県の産業振興」に寄与するものに限り、使用を認めます。

※高知県内で生産も販売もされない商品へ使用する場合は、「この製品は高知県産の〇〇が使われています」などの注記を原則記載してください。

特定の商品・企業のおすすめは原則できません

「くろしおくん」を使用して、特定の商品や企業を推奨することはできません。

(※「高知県のPR」「高知県産品の販路拡大」「高知県の産業振興」に特に効果的な場合を除く)

(禁止事項具体例)

- × 商品情報や企業情報についてしゃべる・指さす・持つ
- × 商品情報や企業情報が入った衣装を着る など

使用許諾した場合でも、その使用者や商品等を県が推奨するものではありませんので、ご注意ください。



イラストをアレンジする場合①

既存のデザインを著しく外れていなければ、くろしおくんのイラストをアレンジ、または新規描き起こしをすることができます。マニュアルに沿ってデザイン案を作成し、県の監修を受けてください。

なお県の監修は、アレンジが本デザインマニュアルに沿っているかを確認するためのもので、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、その他の権利を侵害していないことを保証するものではありません。

イラストをアレンジする場合②

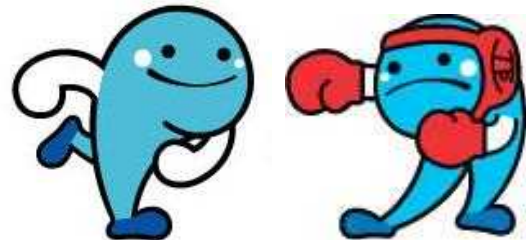
・目のアレンジ

以下のパターンを基本とし、
これに準ずる表現は場合により認めます。



・口のアレンジ

以下のパターンを基本とし、
これに準ずる表現は場合により認めます。
口は開けません。



イラストをアレンジする場合③

イラストアレンジにおいて、以下の表現は禁止します。

- × ひげ・髪の毛等を生やす。
- × 縦横の比率を変える。
- × 本来のフォルムを著しく変形する。
- × 輪郭、目、頬、口のバランス等により、一見してくろしおくんと判別しづらいアレンジ。
- × くろしおくんの性格的イメージを著しく損なう表現。
(例: 危害を加える。物を破壊する。お酒を飲む。他人を不快にさせる態度・行為等)
- × その他、くろしおくんのイメージを著しく損なう表現。

「くろしおくん」の台詞

くろしおくに台詞を喋らせる場合は、必ず県の監修を受けてください。

公式プロフィールに沿って、公式SNSに近い言葉使いをしてください。

土佐弁をしゃべるきね♪



商品名等への使用

- ・形、柄、パッケージに「くろしおくん」が利用されていれば、商品名に「くろしおくん」を使用することができます。
- ・「くろしおくん」の名前だけを使用することはできません。
- ・商号への使用はできません。

問い合わせ先

高知県総務部広報広聴課
「くろしおくん」使用許諾 担当

高知県 総務部 広報広聴課
〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号(本庁舎2階)
088-823-9046
kuroshiokun@ken.pref.kochi.lg.jp